平成２５年（フ）第２７８号
岡山市中区高屋464番地２
債務者　國富美恵子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９４号
岡山市中区長岡　東岡山団地234号
債務者　佐々木正子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９７号
岡山市中区乙多見283番地１、申立時の住所岡山市東区松新町３番地４
債務者　茅野真由美
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
岡山市北区平野512―１―206、住民票上の住所岡山市北区平野512番地１
債務者　瀧村　俊之
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３３号
岡山県倉敷市児島味野城１丁目５番11号
債務者　岩﨑　幸子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正並びに免責許可決定

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県宝塚市山本丸橋３丁目13―２グランドゥール宝塚201、住民票上の住所岐阜県山県市葛原5223番地２
破産者　大西　早苗
１　主文　当裁判所が平成25年４月22日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住民票上の住所につき「岐阜県山県市葛原5223番地の２」とあるのを「岐阜県山県市葛原5223番地２」と更正する。
２　主文　破産者について免責を許可する。
３　決定年月日　平成25年７月５日
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年６月３日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年７月９日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７５１号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目10番30号
破産者　服部あや子
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　破産管財人　弁護士　大野　美樹
３　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
４　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月17日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２０１０号
東京都江東区森下２丁目18―８―402
破産者　工藤　康雄
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７９号
宮城県名取市閖上４丁目14番17号
破産者　株式会社南雲商店
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
群馬県高崎市緑町１丁目23番６号
破産者　株式会社サンクス・オペレーション・パートナーズ
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９１号
千葉県茂原市東郷1224番地１
破産者　有限会社タナカ建材
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４２３０号
千葉県船橋市芝山１丁目40―１―501
破産者　長谷川英孝
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８１号
東京都台東区入谷２丁目31番４―101号
破産者　有限会社麻布貿易
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８２号
東京都新宿区新宿４丁目２番16号
破産者　株式会社モンテカルロ
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４号
大阪府大阪市西区京町堀１丁目４番16号
破産者　株式会社オーシャン
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３５号
東京都千代田区岩本町１丁目８番15号
破産者　株式会社フォレスト
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部